

# 經濟論叢

第169卷 第1号

---

日本の地価と設備投資（2）	占川 頭俊 林 秉俊	1
ジェームス・ハリントン研究と J. G. A. ポーコック（2）	竹澤 祐丈	22
1950年代中葉家電流通機構の特徴	大内 秀二郎	36
インターネット上における 個人の協働体系	淵ノ上 英樹	51
会計制度の安定性と変化に関する 進化ゲーム理論的検討	篠田 朝也	69
《研究ノート》		
アダム・スミスの政治学をめぐって	田中 秀夫	87

---

平成14年1月

京都大學經濟學會

## 会計制度の安定性と変化に関する 進化ゲーム理論的検討

——カタストロフ的变化のケースを素材として——

篠 田 朝 也

### はじめに

近年，一部の金融資産への時価評価が制度化されたこともあり，金融資産の時価評価に関する議論が注目されてきた。かかる時価評価に関わる議論において，会計研究の文献では，主に，その測定理論や，時価評価の論拠論が展開されてきた<sup>1)</sup>。

しかし，金融市場制度の整備の進展や金融資産取引の増大は，何も今に始まったことではなく，以前からみられつづけてきたことである。にもかかわらず金融資産の資産評価に関わる会計制度は，長期にわたって，原価評価のまま変化してこなかった。金融資産の時価評価に関する論拠が示されていたとしても，なぜ，そして，どのように移行したかについての議論は十分ではない。また，なぜ，会計制度は容易に変化しない安定性を有しているのか。さらに，このような容易に変化しない会計制度が，それでも変化するプロセスとはどのように説明できるのか。

そこで，本稿では会計制度の変化のプロセスを捉えるために，近年問題となった，1980-1990年代のアメリカ金融危機における制度変化のプロセスを素材として取りあげて考察することとしたい。ここで，1980-1990年代のアメリカ金融危機における金融資産への時価評価導入を考察する際に，1930-1940年

1) 石川 [2000] において，金融商品時価評価に関わる，我が国の会計理論上のさまざまな学説について詳細なサーベイとその検討がなされている。

代のアメリカ会計原則設定運動期における制度生成のプロセスと比較して議論を進めることとしたい。それには2つの理由がある。第1の理由は、前者が金融危機、後者が世界恐慌というある種のカタストロフを通じて制度が変化しているという、制度変化のトリガーに共通点が見られるということが挙げられる。第2の理由は、両者共に資産評価についての変革でありながら、一方が原価評価をもう一方が時価評価を志向したという対極の移行であったということである。変化のトリガーに共通点があり、資産評価に関して正反対の変化であったという点が、両者を比較しながら議論する理由である。

かかる考察に際して、本稿では、比較制度分析を援用して、会計制度の変化のプロセスを考察したい。比較制度分析によれば、「経済システムの多様性や進化を解明する鍵として注目するのは、あくまで経済主体の行為として現れる『制度』である」(青木・奥野 [1996] 24ページ)と指摘されるように、制度変化において、ミクロな主体の交渉が特に重視される。そのため、本稿においても、会計制度をミクロな主体の行為として現れる制度として捉え、ミクロな主体の行動が、会計制度の変化にもたらす影響を照らし出すことに、特に分析の焦点をおきたい。また、会計制度の変化と同時に、会計制度の安定性あるいは慣性力が生じる要因についても、ミクロな主体の行動に焦点を当てて分析を行いたい。そのさい、ミクロな主体である会計情報利用者と会計情報作成者のあいだにある「不信」の存在を、常に念頭において議論を進めることとする。

以下、まずは会計制度と外部環境の関係と、会計制度とミクロな主体間の関係についての議論を整理したのち(第I節)、具体的に1930-1940年代のアメリカ会計原則設定運動期における制度形成のプロセス(第II節)と1980-1990年代のアメリカ金融危機における制度変化のプロセス(第III節)を考察する。それらを踏まえたうえで、若干仮説的なモデルを用いて、会計制度の変化についてモデル分析をおこなうこととする(第IV節)。

## I 会計システムの外部環境およびマイクロな主体についての考察

本節では、会計制度の変化のプロセスを考察するにあたって、会計外部環境とマイクロな主体について注目することの意味（第1項）と、会計制度とマイクロな主体の関係を情報の非対称性から再考すること（第2項）で、次節以降の検討にたいする準備をおこなう。

### 1 会計外部環境とマイクロな主体

会計システムの形成過程においては、マイクロな主体が重要な役割を果たしている。また、会計システムは、会計に関わるあらゆる経済環境と非常に密接な係わり合いを持ってきた。これは、いつの時代においても認識されてきたことであり、会計理論のレベルにおいても認識されてきた。

たとえば、アメリカにおいて1950年代頃にはじまった、原価主義と修正原価主義の対立を思い起こすことができる。この論争は、原価主義者であった A. C. リトルトンと修正原価主義者であった G. O. メイの論争に代表されるものであった<sup>2)</sup>。

一方でリトルトンは、インフレーションという経済環境を会計の捕捉範囲外の問題として認識し、また、利用者として経営者を第一に考えていたのに対し、他方でメイは、インフレーションという経済環境を会計によって解決されなければならない問題として捉え、また、利用者として投資家を第一に考えていたという違いから、両者の見解の相違が生じていた。

会計には、論者によって、さまざま異なる理論が存在する。この点に関して、アメリカ会計学会『会計理論及び理論承認に関するステートメント』（AAA [1977]）に有益な示唆がある。これによれば、会計にさまざまな理論が存在するのは、「会計データの『利用者』と、作成者及び利用者が行動する

2) また、原価主義と修正原価主義に関する、リトルトンとメイの一連の論争については、Littleton [1952], [1953], および May [1952] の一連の論文を参照されたい。また、青柳 [1969] 第7章にも大まかな解説があるので参照されたい。

と考えられる『環境』の規定のしかたに違い」(AAA [1977] p. 1)があるからだという。これはまさしく、1950年代におけるリトルトンとメイの論争についても当てはまる。

かかる議論は、会計理論についてのものである。しかし、現状の制度を説明するための会計理論であれ、あるいは、現状の制度を批判しあるべき会計を摸索するための会計理論であれ、げんにある会計制度と会計理論は不可分のものであることに大きな錯誤はない。その意味で、会計制度もまた、会計理論同様、会計周辺の経済環境に大きな影響を受けることになるといえるであろう。

## 2 情報の非対称性による不信感

会計制度は、人々が妥当であると、一般に受け入れることのできる会計実務の慣行に基づいて設定される。ここで、会計制度がミクロな主体の合意によって形成されるとするならば、そのミクロな主体間の関係を再考しなければならない。本稿では、ミクロな主体として、会計情報利用者と会計情報作成者とに分けてみていくことにする。会計情報開示を考察する場合、開示のフィルターの表と裏に存在するのが、利用者と作成者だからである。

会計システムによって作成された「情報」を媒介に関係をもつ利用者と作成者との間には、情報の偏在が生じている。かかる情報の非対称性を放置しておくと、逆選択あるいはモラルハザードといった問題が生じる<sup>3)</sup>。このような問題が生じるのは、情報の非対称性のために利用者側が作成者側に対して「不信感」を抱くということがポイントになっている。

したがって、簡潔にまとめれば、会計システムは、会計情報作成者（経営者）が、会計情報利用者（主に投資者）に対して、「不信感」を払拭するために情報提供をおこなうものということができる<sup>4)</sup>。これは、古くにはアカウン

3) 財務会計に関する逆選択およびモラルハザードについては、須田 [2000] 第1章に詳しい解説がある。

4) 「不信」というタームを前面に出して、「不信解消のための会計」を提唱しているものとして、中野 [1987] の第1章を参照されたい。ここでの中野教授の議論は、Jensen and Mecling の

タビリティの概念にもとづく受託責任解除の会計である。また、近年の経済学的な理論を援用したエイジェンシー理論に基づく会計も、情報の非対称性による「不信感」の解消がそのコアにある。

ここで、この「不信感」の大小は、情報の利用者と作成者というそれぞれの立場に固有の情報偏在の程度によってのみ、決定されるというものではない。作成者側が持っている情報と、利用者側が持っている情報の量的比率・質的比率に変化がなくても、外部環境が変化することによって、利用者側の「不信感」は増大・減少しうる。そして、外部環境が変化したことによって「不信感」が増大したときも、会計システムに、情報の非対称性にともなう逆選択あるいはモラルハザードの問題が生じ、機能不全となる可能性がありうるといえるだろう。

## II 1930年代以降アメリカ会計原則設定運動期における 制度生成のプロセス

本節では、1930年代のアメリカ会計原則設定運動における会計制度の生成プロセスを、概観していくことにする。「アメリカにおける企業会計に関する諸制度ならびに会計学的諸研究の動向は、1929年の恐慌以前の時代と恐慌以後の時代とではいちじるしい変化がある。」(黒澤 [1964] 122ページ) かかる時代区分認識の指摘から、恐慌以前から恐慌後へとみていくことにしたい。

### 1 — 恐慌前 —

会計原則が設定される前から、財務諸表は作成され、公開されてきた。しかし、1900年代以前においては、「アメリカにおける産業企業により表示される財務的資料は、そのほとんどが経営者の判断に任されていた」(Chatfield [1973] p. 272)。そのため当時の多くの経営者は、「自らが欲するいかなる情報でも提供し、思うままにそれを修正して」(Chatfield [1973] p. 272) いた。

※ [1976] によるエイジェンシー理論に依拠しながら展開されている。

つまり、企業経営に関する実態は、ほとんど秘密裏となっていた。それは会計情報利用者からの情報開示に対する要求がさほど強くなかったということも理由に挙げられるのだろう。

しかし、1900年以降になると、株式会社制度に基づく企業の規模の拡大、および、それによる株主数の増加が、急速に進むことになる。「アメリカの株主数は、1900年にはおよそ50万人、1920年には200万人、1930年までには推定1000万人に増加して」(Chatfield [1973] p. 283) 一般投資家としての大衆にとって、株式市場は大きな影響力をもつものとなっていった。そして、一般大衆投資家の株式市場への参加を通じて、「企業秘密は反社会的であり、さらに、個人投資家ばかりでなく一般大衆までもが財務的公開の擁護を要求する気運」(Chatfield [1973] p. 273) が高まっていったのである。つまり1900年ごろから、情報利用者には、すでに企業経営者の恣意的な会計実務を嫌う気運が高まっていたのである。

## 2 — 恐慌後 —

このような会計実務を背景にして、1929年のニューヨーク証券市場における株価大暴落が生じる。株価の暴落によって一般投資家が受けた損害は莫大なものであり、その原因は、会計上の不正操作で隠された財政的破綻によることも多かった。そのため、当時の会計実務が、大恐慌を引き起こした一つの原因であるとされ、会計原則運動は、かかる「1920年代の恣意的な・いわゆる『弊害的な』会計実務に対する『アンチ・テーゼ』として提起された」(津守 [1981] 60ページ) のである。その影響を受けるかたちで、アメリカ公認会計士協会(AIA)とアメリカ会計学会(AAA)の二つの団体の積極的な働きかけによって会計原則の形成が展開されていった<sup>5)</sup>。

この両者において公表された会計原則には、恣意的・弊害的会計実務の反対

5) 1940年代前半までの主要なものだけでも、AIAは、Sanders, Hatfield and Moore [1938]、AAAは、AAA [1936]、Paton and Littleton [1940]、AAA [1941]などを公表している。

物としての特徴がある。「AAA の厳格な原価主義の主張は、1920年代における保守主義的な会計実務の経験を基礎とし、同時期における反保守主義的な『弊害的』な会計実務の否定物として提起されたものであり、AIA による保守主義の主張も、なおさら全く同一の意味をもつ」(津守 [1981] 62ページ) という共通点があった<sup>6)</sup>。

小括すれば、以上のように、1930年代の会計原則運動期における制度形成の背景には、株式会社制度と株式市場の進展、および、それに伴う一般投資家大衆の増加にも拘わらず、企業財務に関わる情報公開が充分に行なわれてこなかったことがあった。このような会計制度外部の経済環境の変化が、1900年ごろからすでに、会計情報利用者側の会計制度に対する不信感を増大させていた。そして、1929年の大恐慌がカタストロフ・トリガーとなって、情報利用者の不信感は頂点に達し、それが会計原則運動へと繋がっていったといえるのである。そこで求められた資産の評価基準は、弊害的な会計実務の反対物としての原価評価であった。

### III 1980年代以降のアメリカ金融危機における制度変化のプロセス

アメリカにおいて、金融資産の時価評価が会計制度として成立したのは、SFAS. No. 115 (FASB [1993]) においてである。この SFAS. No. 115 の公表の背景には、アメリカにおける貯蓄金融機関 (Savings and Loan Association: S & L)<sup>7)</sup> の大規模な経営破綻があるといわれている<sup>8)</sup>。本節では、金融資産の

6) ここで、原価主義が主張されたのは、原価主義それ自体が意味をもっていたというよりも、恣意的な反保守主義的な会計実務を否定する基準として、つまり、保守主義としての役割を担いいうる基準として、原価主義が有意義であったことによるとの指摘がある (津守 [1981] 63ページ)。

7) S & L とは、貯蓄目的の預金によって資金調達をし、それを元手に資金運用として、特に住宅モーゲージ・ローンを提供する金融機関である。モーゲージ・ローンとは、不動産を担保に貸付をおこなうことをいう。

8) S & L 危機に関する詳細な論文および文献は多数ある。S & L が破綻に至るまでの詳細な経緯、および、S & L 危機による会計制度の変遷については、White [1991]、宮崎 [1992] 第2章、Young [1995]、濱本 [1997]、星野 [1998]、澤辺 [1998] 第4章、日本銀行 [1989]、田中 [1999] 補章、などを参照されたい。



時価評価の契機となったといわれる S & L 危機の経緯について整理して、かかる S & L 危機と会計規制との関わりについて考察する。

### 1 S & L 危機の経緯

S & L の危機は、通常、1980年代初期における第1次危機と、1980年代後半における第2次危機とに区別されている<sup>9)</sup>。

1980年代初期の第1次危機は、金利の変動リスクによるものであった。預金金利が市場金利に大きな影響を受けるという資金調達不安定化が生じてしまい、預金の獲得競争力の弱い S & L が危機的状況となった<sup>10)</sup>。

第2次危機は、ハイリスクの資産運用が不良債権として表面化したことに原因があった。S & L は本質的に、長期の資金運用に短期の資金調達が対応するという、貸付金利と資金調達コストのミスマッチを抱えている。S & L にとって、1980年代の市場金利の上昇は資金調達コストをより上昇させることになった。そのような逆鞘現象を解消するために、S & L の資金運用にかかわる各種の規制が緩和され、住宅モーゲージ・ローン以外へのリスクの高い資金投資が、不良債権となり、それが表面化することで多くの S & L が危機に陥った<sup>11)</sup>。

### 2 S & L 危機の展開と会計規制との関わり

次に、S & L と会計規制とのかかわりをみていく。

1989年まで、大部分の S & L は、連邦住宅貸付銀行理事会 (Federal Home Loan Bank Board: FHLBB) の下部組織である、預金保険公社 (Federal Savings and Loan Insurance Corporation: FSLIC) によって預金保証がなされていた<sup>12)</sup>。

9) たとえば、田中 [1999] 158-173ページを参照されたい。

10) 宮崎 [1992] 32-42ページ、濱本 [1997] 26-27ページ、星野 [1998] 38-41, 51ページ、田中 [1999] 162-163ページを参照。

11) 宮崎 [1992] 51-55ページ、濱本 [1997] 27ページ、星野 [1998] 42-46, 55-56ページ、田中 [1999] 170-171ページを参照。

12) 宮崎 [1992] 22-26ページ、濱本 [1997] 27-28ページ、星野 [1998] 23-27ページ、田中 [1999] 160-161ページを参照。

監督機関であった FHLBB へ提出する会計報告書の作成に当たっては、GAAP ではなく規制目的会計基準 (Regulatory Accounting Principles: RAP) を適用することになっていた。この RAP と GAAP との間には、S & L 危機が顕在化する以前までには、大きな違いはなかった。しかし、S & L の第 1 次危機が顕在化した 1980 年代前半に、RAP は大きく改訂される。そこでの改訂は、RAP を通じた S & L に対する猶予措置であった<sup>13)</sup>。この RAP による規制の緩和が、S & L に対して、いっそうハイリスクの投資を拡大していくことを助長してしまった<sup>14)</sup>。

ところが、RAP の変更によって与えられた猶予期間内に、S & L は危機的状況を回復できなかつた。そのため、FSLIC の財政状態は悪化し、最終的には財政的に逼迫するに至った。そこで、新たな金融規制システムを形成するため、RAP から GAAP への回帰が図られた。RAP は、金融機関の実態を隠蔽しており、GAAP からも乖離しているということのために、議会やマスコミで S & L の危機を招いた要因として批判にさらされたためである<sup>15)</sup>。

しかし、GAAP へと基準が変更された後も問題が生じた。GAAP は時価ベースの情報の開示を要請していなかつたので、監督機関が S & L の状況の悪化を早期に発見できなかつたのである。結果として、破綻した S & L の整理を目的として設立された、整理結託公社 (Resolution Trust Corporation: RTC) に、S & L を処分するため 900 億ドルの公的資金の導入を余儀なくされた。そのため、原価ベースの GAAP が批判の対象となったのである<sup>16)</sup>。以後、

13) 固定資産の再評価による簿価の切り上げ、劣後債の自己資本計上額の比率規制の緩和、FSLIC から約束手形を受け取りそれと引き換えにその額面額だけ自己資本に含めることのできる証券の発行、などが認められた。また、S & L の吸収合併を促進するため、合併処理として、パーチェス法の適用を認め、この際に計上される「のれん」の償却期間の規制も緩和した。

14) Young [1995] pp. 61-66, 濱本 [1997] 27ページ, 星野 [1998] 65-70ページ, 田中 [1999] 164-169ページを参照。

15) Young [1995] pp. 64-65 and p. 69, 濱本 [1997] 29ページ, 澤辺 [1998] 100-101ページを参照。

16) 濱本 [1997] 29ページ, 星野 [1998] 79-88ページ, 澤辺 [1998] 101-102ページ, 田中 [1999] 173-176ページを参照。

SECがFASBへ時価評価問題を解決するように要請して、かかる問題を検討するプロジェクトがおこなわれた。そして、有価証券の時価評価を規定するSFAS No. 115<sup>17)</sup>が1993年6月に確定したのである。

以上、S & L自体の不良債権の隠蔽体質やRAPの緩和措置にみられる監督機関による先延ばし体質が、一連のS & L崩壊を生み出すことになってしまった。最終的には公的資金が900億ドルも投入された。「もし会計基準が時価ベースであったなら、S & Lの崩壊と金融システムの混乱は事前に回避されたかもしれないとの主張が、世論を巻き込む形で展開され」(濱本 [1997] 29ページ)でもいた。しかし、時価情報が開示されるに至るには、S & Lの致命的な崩壊を待たねばならなかった。

小括すれば、以上のように、1980年代の金融危機における制度変化の背景には、経済の証券化・ストック化と金融市場の進展があった。そこで、金融機関のリスク管理の責任が増大しているにも拘わらず、銀行財務のリスク・不良債権に関わる情報開示が十分になされていなかった。このような会計制度外部の経済環境が、会計情報利用者側に金融機関と会計制度に対する不信感を増大させていた。そして結局のところ、S & Lの崩壊がカタストロフ・トリガーとなって、情報利用者の不信感は頂点に達し、一般目的企業会計原則への時価評価導入へと繋がったのである。

#### IV 進化ゲーム理論による会計制度のモデル分析

本節では、前節までの文脈を踏まえたうえで、ミクロな主体間の交渉に焦点を当てながら、制度変化に関して、進化ゲームのモデルによる考察をおこなう<sup>18)</sup>。

17) SFAS No. 115は、市場性ある有価証券を、①売買目的、②売却可能、③満期保有の3つに分類し、①については時価評価かつ評価損益の利益算入、②については時価評価かつ評価差額は株主持分に区分表示(SFAS No. 130の公表以降はその他の包括利益として処理)、③については償却原価法での処理、をそれぞれ定めている。

18) 進化ゲームにより会計制度を分析している先行研究に、木村 [2001]がある。また、進化ゲーム理論については、青木・奥野編 [1996] およびSmith [1982]を参照。

1 モデルの設定

ここで、モデルを設定するわけであるが、広く社会の慣習やルールが形成されるときに考察されるのと同様に、会計制度もミクロな主体の交渉から形成されるものである。このときのミクロな主体として、本稿では会計情報作成者と会計情報利用者を想定する。会計情報の作成者と利用者は、それぞれ経営者と投資者と読み替えてもよい。

いま、投資者と経営者というプレイヤーは、会計の制度的選択をおこなうものとする。ここでは、会計の制度的選択に原価と時価という2種類のものがあるとするとする。

さらに、プレイヤーの投資者と経営者の利得関係は、会計外部の経済環境の変化によっても影響を受けるものとする。つまり、同一の制度的選択を行ったとしても、経済環境が移行すると、その利得に変化が生じるようなケースをモデル化することとする。経済環境の変化によって生じる利得の変化には、情報の非対称性による「不信任」のパラメータを組み込むことにする。このパラメータは、利用者側に組み込まれる。

		経営者	
		原価評価をする経営者	時価評価を選択する経営者
投資者	原価評価を有用と選択する投資者	( $5-x$ , 5)      I	(0, 0)      II
	時価評価を有用と選択する投資者	(0, 0)      III	( $5-y$ , 5)      IV

たとえば、上記のような利得表を考える。

この場合、投資者が原価を選択するとき、企業が時価を選択するとすると、投資者にとっては、自己の望む情報を開示していない企業とは交渉しようとはしないはずであるから、投資先や融資先を失うことになり、利得は得られない。その意味で、IIは(0, 0)と表わされる。同様の意味で、IIIも(0, 0)と表わされる。一方、投資者が原価を選択するとき、企業も原価を選択しているとす

ると、利害関係者にとっては、自己の望む情報を開示している企業とは交渉を持とうとするはずであるから、投資や融資が行われ互いに利得が得られることになる。その意味で、Iは $(5-x, 5)$ と表わされる。同様の意味で、IVは $(5-y, 5)$ と表わされる。ここで、 $x$ および $y$ が、投資者（利用者）のもつ「不信感」のパラメータ（ $x$ が原価に対する不信感、 $y$ が時価に対する不信感となる。不信感が大きいほど、 $x$ および $y$ の値が大きくなるとする。ただし、 $0 < x, y \leq 5$ ）である。

ここで、投資者が原価評価を有用とする選択をおこなう経営者と出会う確率を $p$ 、時価評価を有用とする選択をおこなう経営者と出会う確率を $(1-p)$ とする（確率 $p$ は、原価の選択をおこなう経営者の構成比とおきかえることができる）。また、このゲームをランダムマッチングのゲームとする。

## 2 時価に対する不信のケース（1930年代以降の会計原則運動期を想定して）

ここで、時価に対する不信のケースとは、パラメータ $y$ の大きさが大きくなる時を意味している（ただし、 $0 < y \leq 5$ ）。以下のような利得表へと置き換えてみることにする。

		経 営 者	
		原価評価をする経営者	時価評価を選択する経営者
投 資 者	原価評価を有用と選択する投資者	(5, 5)      I	(0, 0)      II
	時価評価を有用と選択する投資者	(0, 0)      III	(5-y, 5)      IV

この場合、投資家の期待利得は、

$$E(H) = 5p$$

$$E(C) = (1-p) \cdot (5-y) \quad \text{となる。}$$

ただし、 $E(H)$ ：原価を選択した時の期待利得、 $E(C)$ ：時価を選択した時の期待利得とする。

いまここで、 $E(H)$  と  $E(C)$  が等しくなるときの  $p$  を  $\bar{p}$  とすると、

$$\bar{p} = (5-y)/(10-y)$$

この場合、初期設定として、 $\bar{p}$  より多くの経営者が原価評価を選択していれば、会計基準設定主体による制度調整はなくとも、社会的に最も望ましいパレート優位な [原価 - 原価] の組合せを実現することができる。ただし、 $(1-\bar{p})$  より多くの経営者が、時価評価の選択をおこなってしまっている場合、ミクロな主体の交渉に任せておくと、[時価 - 時価] の組合せが制度として実現してしまう。

ここで、1930年代の会計原則運動期を素材として想定して、進化の要因を考察してみる。ここで、会計原則運動は、会計情報利用者側の恣意的な会計実務に対する不信感があり、1929年の大恐慌をカタストロフ・トリガーとして表れたものであると理解できた。そして、そこで求められていた資産評価の基準は、弊害的な会計実務の反対物としての原価評価であった。

カタストロフが生じるほどの状況においては、情報利用者側の不信感は、ほぼ Max に近くなるであろう。上記の設定では、限りなく  $y=5$  に近づくことになる。かかる場合、時価と原価が交差する確率  $\bar{p}$  は限りなく 0 に近くなる ( $y \rightarrow 5$  ならば  $\bar{p} = |(5-y)/(10-y)| \rightarrow 0$ )。

$\bar{p}$  が限りなく 0 に近づくということは、ほんの少しの経営者が、何らかのかたちで原価評価を選択することによって、外部からの規制による調整を受けることなく、社会全体の均衡が最も望ましいパレート最適な [原価 - 原価] の組合せによって実現されることになるのである。

また、[原価 - 原価] の組合せによって実現される制度には、パレートの意味で優位な戦略の組であるという意味だけでなく、攪乱要因が生じたとしても、より安定的な制度となるという意味がある。いったん [原価 - 原価] が採用されると、たとえ攪乱要因が戦略を変更させたとしても、ほぼ同時に大多数の経営者が、時価評価を有用とする戦略へと変更しないかぎり制度は変化しない。その戦略が再び [時価 - 時価] へと移行するのは、容易ではない。

よって、いったん [原価 - 原価] の戦略の組が選択されることによって、① パレートの意味で優位なナッシュ均衡へと移行でき、かつ、② より安定的な戦略の組へと移行することになるのである。そしてこれにより、制度の安定性が強まり、他の制度への移行が容易でなくなるような慣性力が生じるのである。

### 3 原価に対する不信のケース (1980年代以降の金融危機を想定して)

ここで、原価に対する不信のケースとは、パラメータ  $x$  の大きさが大きくなる時を意味している (ただし、 $0 < x \leq 5$ )。そこで、以下のような利得表へと置き換えてみることにする。

		経 営 者	
		原価評価をする経営者	時価評価を選択する経営者
投資 者	原価評価を有用と 選択する投資者	(5-x, 5)      I	(0, 0)      II
	時価評価を有用と 選択する投資者	(0, 0)      III	(5, 5)      IV

この場合、投資家の期待利得は、

$$E(H) = p \cdot (5-x)$$

$$E(C) = (1-p) \cdot 5 = 5-5p \quad \text{となる。}$$

いまここで、 $E(H)$  と  $E(C)$  が等しくなるときの  $p$  を  $\bar{p}$  とすると、

$$\bar{p} = 5/(10-x)$$

このような場合、初期設定として、 $(1-\bar{p})$  より多くの経営者が時価評価を選択していれば、会計基準設定主体による制度調整はなくとも、社会的に最も望ましいパレート優位な [時価 - 時価] の組合せを実現することができる。ただし、 $\bar{p}$  より多くの経営者が、原価評価の選択をおこなってしまっている場合、ミクロな主体の交渉に任せておくと、[原価 - 原価] の組合せが制度として実現してしまう。

ここで、1980年代の金融危機における制度変化を素材として想定して、進化

の要因を考察してみる。1980年代の金融危機における制度変化の背景には、経済の証券化・ストック化と金融市場の進展していたにもかかわらず、銀行財務に関わるリスク情報の開示が充分になされていなかったことがあった。このような状況が、会計情報利用者側の会計制度に対する不信感を増大させることに繋がっていた。そして、S&Lの崩壊がカタストロフ・トリガーとなって、情報利用者の不信感が頂点に達し、それが一般目的企業会計原則へ金融資産のリスク開示を求める時価評価導入へと繋がったといえる。

カタストロフが生じるほどの状況においては、情報利用者側の不信感は、ほぼMaxに近くなる。上記の設定では、限りなく $x=5$ に近づくことになる。

ここで注意しなければならないことは、初期の均衡として「原価-原価」の組が実現している場合、その組もまたナッシュ均衡であり、容易に一方の均衡から他方の均衡へは変化しないということである。しかしながら、ここで時価と原価が交差する確率 $\bar{p}$ が、限りなく1に近くなる( $x \rightarrow 5$ ならば $\bar{p} = 15/(10-x) \rightarrow 1$ ) 場合を想定するならば、ほんの少しの経営者が、何らかのかたちで時価評価を選択することにより、なんら外部の規制主体からの調整を受けることなく、社会全体の均衡が最も望ましいパレート最適な「時価-時価」の組合せとして実現されることになるのである。そして、ここでの均衡は、より安定的な均衡となるのである。

#### おわりに

本稿では、アメリカ金融危機における金融資産への時価評価導入プロセスと、1930-1940年代のアメリカ会計原則設定運動期における原価評価導入プロセスとを素材として、会計制度の変化のプロセスをみてきた。そして、モデル分析を導入することで、ミクロな主体の交渉によって形成される制度には、強い安定性が存在することになる理由を指摘できた。さらに、かかる強い安定性を有する会計制度が変化の一つのケースとして、① 会計外部の環境が変化し、② それに会計制度が対応できなかった場合、非適応的な状況の継続または放



置を経て、③それが何らかの形（例えば、ある種のカタストロフとして）で表面化することで、④会計利用者の不信感が増幅し、制度に対する揺らぎが生じる、とまとめることができた。

以上によって、資産評価に関わる会計制度の変化のなかでも、強い慣性力を持つ制度がカタストロフを伴って変化した、1930年代以降の原価評価導入と1980年代以降の金融危機による金融資産時価評価導入における制度変化を跡付けることができたと思われる。

もちろん、制度変化の要因としては、カタストロフを伴うようなケースに限らない。今回分析を行った、カタストロフを迎えることによる制度変化以外にも、①個々の経済主体の創造的革新と学習・模倣、②異なる社会システムとの交流による個々の経済主体の学習・模倣、③規制主体の介入によるコーディネートなどが考えられる。また、これらは相互に関連している可能性もある。これら他のケースについては、今後の課題である。また、本稿では、分析の方法論のレベルにおいても、まだやや静的なゲーム理論の枠組みによる分析にとどまっている点是否めない。ミクロな主体の交渉を、より詳細かつ正確に捉えるためにも、将来的に動学モデルへと分析モデルを発展させることは、今後の課題としたい。

#### 参考文献

- American Accounting Association [1936] *A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports*. (中島省吾訳編 [1984]『増訂 AAA 会計原則——原文・解説・訳文および訳注——』中央経済社)。
- [1941] *Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements*. (中島省吾訳編 [1984]『増訂 AAA 会計原則——原文・解説・訳文および訳注——』中央経済社)。
- [1977] *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*. (柴谷恭次郎訳 [1980]『会計理論および理論承認』国元書房)。
- Chatfield, M. [1973] *History of Accounting Thought*, Robert E. Krieger Publishing Company. (津田正晃・加藤順介訳 [1978]『チャットフィールド会計思想史』文眞堂)。

- Financial Accounting Standards Board [1993] *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, Statements of Financial Accounting Standards, No. 115.
- [1997] *Reporting Comprehensive Income*, Statements of Financial Accounting Standards No. 130.
- Jensen, M. C. and W. H. Mecling [1976] “Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure,” *Journal of Financial Economics*, Vol. 3, No. 4, pp. 305-360.
- Littleton, A. C. [1952] “Significance of Invested Cost,” *The Accounting Review*, Vol. 27, No. 2, pp. 167-173.
- [1953] “A Reply,” *The Accounting Review*, Vol. 28, No. 1, pp. 8-11.
- May, G. O. [1946] *Financial Accounting: A Distillation of Experience*, The Macmillian Company. (木村重義訳 [1970] 『G. O. メイ財務会計——経験の蒸溜——』同文館)。
- [1952] “Limitation on the Significance of Invested Cost,” *The Accounting Review*, Vol. 27, No. 4, pp. 436-440.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton. [1940] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA Monograph, No. 3. (中島省吾訳 [1957] 『会社会計基準序説』森山書店)。
- Sanders, O. O., Hatfield, H. R. and Moore, O. O. [1938] *A Statement of Accounting Principles*, AIA, reprinted, AAA [1985]. (山本繁・勝山進・小関勇共訳 [1979] 『SHM 会計原則』同文館)。
- Smith, J. M. [1982] *Evolution and the Theory of Games*, Cambridge University Press. (寺元英・梯正之訳 [1985] 『進化とゲーム理論』産業図書)。
- White, L. J. [1991] “The Value of Market Value Accounting for the Deposit Insurance System,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 6, No. 2, pp. 289-302.
- Young, J. J. [1995] “Getting the Accounting “Right”: Accounting and The Savings and Loan Crisis,” *Accounting Organizations and Society*, Vol. 20, No. 1, pp. 55-80.
- 青木昌彦・奥野正寛編 [1996] 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- 青柳文司 [1969] 『会計士会計学 (改訂増補版)』同文館。
- 石川純治 [2000] 『時価会計の基本問題』中央経済社。
- 木村彰吾 [2001] 「会計制度に関する進化ゲーム論的考察——会計基準設定ゲームに焦点をあてて——」『会計』第159巻第2号, 69-81ページ。
- 黒澤清 [1964] 『近代会計学 改訂増補版』春秋社。

- 澤辺紀生 [1998] 『国際金融規制と会計制度』 見洋書房。
- 須田一幸 [2000] 『財務会計の機能』 白桃書房。
- 田中建二 [1999] 『時価会計入門——日本基準・米国基準・IASの比較と解説——』  
中央経済社。
- 津守常弘 [1981] 『会計原則論』 松尾憲橋編『体系近代会計学14：理論会计学』 中央  
経済社，57-84ページ。
- 中野勲 [1987] 『会計測定論』 同文館。
- 日本銀行 [1989] 「米国の貯蓄金融機関を巡る最近の動き」『調査月報』 第40巻第8号。
- 濱本道正 [1997] 「金融制度改革と会計規制——アメリカの経験に学ぶ——」  
『JICPA ジャーナル』 第503号，26-31ページ。
- 星野一郎 [1998] 『金融危機の会計的研究』 同文館。
- 前山誠也 [1998] 「不信解消の会計と取得原価主義の制度的選択」『原価主義と時価主  
義』 神戸大学経済経営研究所，1-29ページ。
- 宮崎義一 [1992] 『複合不況』 中公新書。